

第3回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時：平成29年6月26日(月) 10:00～

場 所：ホテルルビノ京都堀川 2階 「嵯峨」

会議次第

1 開会

2 説明事項

(1) 前回委員会の概要について

(2) 京都府いじめ防止基本方針について

3 その他

4 閉会

平成29年度第2回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日時 平成29年5月24日(水) 午後2時から4時まで
- 2 場所 ホテルルビノ京都堀川「松」
- 3 出席者 【委員】7名
【府教委】教育監、指導部長、学校教育課長、高校教育課長 他
【傍聴者】なし
- 4 概要
(事務局からの説明事項)
 - (1) 前回委員会の概要
 - (2) 京都府いじめ防止基本方針について
(その他)

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

京都府いじめ防止基本方針について

- 資料18頁のいじめ対策委員会による調査については、京都府の場合、附属機関設置条例で府いじめ防止対策推進委員会が行うこととなっているが、被害児童・保護者から特定の委員に対して忌避等の要求が出た場合は、どうなるのか。
- 本委員会設置当初に同様の議論があったが、基本的には、本委員会のメンバーがベースとなる。ただ、利害関係等があった場合は、本委員会に委員の追加等をお伺いすることになると考える。
- 例示のような不都合が生じた場合は、その時に検討するということか。
- そうだ。

- 資料17頁の「いじめられて」が「いじめにより」に改定されたのは、加害者側を考慮してのことか、それとも、単に言い回しを変えただけなのか。
- 詳細は不明だが、改定前は重大事態に至ったという申し立てだが、改定後は重大な被害が生じたと被害者側が申し立てること、より被害者の視点に立ったということだと思われる。

- 次回の委員会において、引き続き検討したい。

説明 2

京都府いじめ防止基本方針について

【資料の内容】

- A 京都府いじめ防止基本方針（現行・改定案）新旧対照表
- B 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日
文部科学大臣決定）の改定について【主な改定事項】
- C 「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する
措置」のポイント」の改定について【主な改定事項】「いじめの
防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣
決定）別添 2
- D 府基本方針改定案と国基本方針との関連について

京都府いじめ防止基本方針改定案新旧対照表

<p>京都府いじめ防止基本方針（現行）</p>	<p>京都府いじめ防止基本方針（改定案）</p>	<p>備考</p>
<p>はじめに いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。 また、いじめは、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの未然防止及び早期発見の観点から、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点から、全ての児童生徒を対象とし、全ての児童生徒を、いじめの加害者にも傍観者にもさせなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へはぐくむとともに、児童生徒に関わる全ての者が、児童生徒のささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いを持ち、積極的に関与することが大切である。</p> <p>京都府においては、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えながら、児童生徒一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に、国・地方公共団体・学校・地域社会・家庭その他の関係者が連携の下、社会総がかりで、いじめの問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、京都府いじめ防止基本方針（以下「京都府の基本方針」という。）を策定する。</p>	<p>はじめに いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。 また、いじめは、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの未然防止及び早期発見の観点から、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点から、全ての児童生徒を対象とし、全ての児童生徒を、いじめの加害者にも傍観者にもさせなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へはぐくむとともに、児童生徒に関わる全ての者が、児童生徒のささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いを持ち、積極的に関与することが大切である。</p> <p>京都府においては、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えながら、児童生徒一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に、国・地方公共団体・学校・地域社会・家庭その他の関係者が連携の下、社会総がかりで、いじめの問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、京都府いじめ防止基本方針（以下「京都府の基本方針」という。）を策定する。</p>	
<p>第1 いじめの防止等に対する基本的な方向 1 いじめとは 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別的に行うことが重要である。</p>	<p>第1 いじめの防止等に対する基本的な方向 1 いじめとは 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別的に行うことが重要である。 また、けんかやふざけ合いであつても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる</p>	<p>① いじめの定義</p>

被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
 その際、次のような児童生徒の心理から、いじめられていることを相
 談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」と
 いう思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観
 察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

- ＜いじめられている子ども心理例＞
- ・ 一人ぼっちになりたくない。
 - ・ みんなに知られたらよけいにみじめ。自分が弱い人間だと思われ
たくない。
 - ・ 親に余計な心配をかけたくない。
 - ・ 大人に話すのもつとつといじめがひどくなる。仕返し不安。
 - ・ 自分が悪いのではないか。
 - ・ なぜいじめられるのか。何が原因なのか分からない。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの防止
 いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が、自己有用感や充
 実感を感じられるような安心できる学校づくりが不可欠である。その
 ためには、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の豊かな情操や道徳
 心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重す
 るなど豊かな心をはぐくむとともに、全ての児童生徒に「いじめは決
 して許されない人権侵害である」ことを理解させることが重要である。
 また、いじめの背景にはストレスなどの要因も考えられることから、
 その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ観点が必要
 である。
 さらに、スクールカウンセラーやスクールサポーターなどとも連携
 を図り、いじめについての理解やいじめの問題への取組について、地
 域社会、家庭と一体となって社会総がかりで推進するための普及啓発
 が必要である。

なお、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にす
 る心や善悪の判断等、人間形成の基礎をはぐくむ上で極めて重要な役割
 を果たすものである。また、保護者は子どもの教育の第一義的責任を
 有するものであることから、家庭において何時でも子どもが悩みを相
 談できるようにするとともに、いじめを許さない心をはぐくむなど、
 規範意識の醸成に努めることが大切である。

(2) いじめの早期発見
 いじめの早期発見は、いじめに対し迅速に対処するための前提とな
 るものである。そのためにも、教職員や保護者が児童生徒と常日頃か

その際、次のような児童生徒の心理から、いじめられていることを相
 談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」と
 いう思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観
 察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

- ＜いじめられている子ども心理例＞
- ・ 一人ぼっちになりたくない。
 - ・ みんなに知られたらよけいにみじめ。自分が弱い人間だと思われ
たくない。
 - ・ 親に余計な心配をかけたくない。
 - ・ 大人に話すのもつとつといじめがひどくなる。仕返し不安。
 - ・ 自分が悪いのではないか。
 - ・ なぜいじめられるのか。何が原因なのか分からない。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの防止
 いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が、自己有用感や充
 実感を感じられるような安心できる学校づくりが不可欠である。その
 ためには、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の豊かな情操や道徳
 心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重す
 るなど豊かな心をはぐくむとともに、全ての児童生徒に「いじめは決
 して許されない人権侵害である」ことを理解させることが重要である。
 また、いじめの背景にはストレスなどの要因も考えられることから、
 その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ観点が必要
 である。
 さらに、スクールカウンセラーやスクールサポーターなどとも連携
 を図り、いじめについての理解やいじめの問題への取組について、地
 域社会、家庭と一体となって社会総がかりで推進するための普及啓発
 が必要である。

なお、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にす
 る心や善悪の判断等、人間形成の基礎をはぐくむ上で極めて重要な役割
 を果たすものである。また、保護者は子どもの教育の第一義的責任を
 有するものであることから、家庭において何時でも子どもが悩みを相
 談できるようにするとともに、いじめを許さない心をはぐくむなど、
 規範意識の醸成に努めることが大切である。

(2) いじめの早期発見
 いじめの早期発見は、いじめに対し迅速に対処するための前提とな
 るものである。そのためにも、教職員や保護者が児童生徒と常日頃か

信頼関係を築きながらしつかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校、地域社会、家庭が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。

特に、いじめは大人の目に付きにくいため、時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。

また、何気ない冷やかや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していき可能性があることにも注意が必要である。

そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を続けることが重要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、組織的にいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが重要である。

このため、学校においては、平素から全教職員がいじめを把握した場面の対処の在り方について、その態様に応じた理解を深めておくとともに、教職員一人ひとりで抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるように体制を整備しておくことが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもたちの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、事案に応じ、警察や児童相談所等関係機関との適切な連携が重要である。
このため、平素から、関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催等、情報を共有できる体制を構築しておくことが必要である。

第2 いじめの防止等のための京都府の対応

1 いじめの防止等のための京都府における組織等の設置

(1) 「京都府いじめ問題対策連絡会議」の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「京都府いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置す

ら信頼関係を築きながらしつかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校、地域社会、家庭が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。

特に、いじめは大人の目に付きにくいため、時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。

また、何気ない冷やかや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していき可能性があることにも注意が必要である。

そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を続けることが重要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、組織的にいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが重要である。

このため、学校においては、平素から全教職員がいじめを把握した場面の対処の在り方について、その態様に応じた理解を深めておくとともに、教職員一人ひとりで抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるように体制を整備しておくことが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもたちの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、事案に応じ、警察や児童相談所等関係機関との適切な連携が重要である。
このため、平素から、関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催等、情報を共有できる体制を構築しておくことが必要である。

第2 いじめの防止等のための京都府の対応

1 いじめの防止等のための京都府における組織等の設置

(1) 「京都府いじめ問題対策連絡会議」の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「京都府いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置す

る。
連絡会議の構成員は、学識経験者、公立・私立の学校、市町村、市町村教育委員会、PTA、地方事務局、児童相談所、府警察、府及び府教育委員会関係課その他の関係者とする。

- (2) 「京都府いじめ防止対策推進委員会」の設置
府教育委員会はいじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項に定める附属機関として、「京都府いじめ防止対策推進委員会（以下「いじめ対策委員会」という。）」を設置する。

＜いじめ対策委員会の役割＞
ア 府教育委員会の諮問に応じ、京都府の基本方針に基づきいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議及び提言を行う。
イ 京都府立の中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「府立学校」という。）におけるいじめに関する通報や相談に対して、第三者機関として必要な助言等を行う。
ウ 府立学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づき必要がある場合に調査を実施し、その対応についての提言を行う。
エ 府立学校における法第28条に規定する重大事態に係る調査を実施し、その対応についての提言を行う。
オ 私立学校におけるいじめの防止等又は重大事態に係る対応に関する、私立学校からの要請に基づき、必要な情報提供等の支援を行う。
カ 市町（組合）立学校における極めて重大かつ緊急な事態に対し、当該市町（組合）教育委員会からの要請に基づき、調査にかかるとして、私立学校からの要請に基づき、調査にかかるとして、私立学校からの要請に基づき、必要な情報提供等の支援及び助言を行う。

いじめ対策委員会は、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者を構成員とし、公平性・中立性を確保するよう努める。

- (3) 「京都府いじめ調査委員会」の設置
知事は、法第30条第2項及び第31条第2項に定める附属機関として「京都府いじめ調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」を設置する。

再調査委員会は、府立学校及び私立学校における重大事態の調査結果について報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があるときは、調査結果について再調査を実施し、その対応についての提言を行う。

る。
連絡会議の構成員は、学識経験者、公立・私立の学校、市町村、市町村教育委員会、PTA、地方事務局、児童相談所、府警察、府及び府教育委員会関係課その他の関係者とする。

- (2) 「京都府いじめ防止対策推進委員会」の設置
府教育委員会はいじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項に定める附属機関として、「京都府いじめ防止対策推進委員会（以下「いじめ対策委員会」という。）」を設置する。

＜いじめ対策委員会の役割＞
ア 府教育委員会の諮問に応じ、京都府の基本方針に基づきいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議及び提言を行う。
イ 京都府立の中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「府立学校」という。）におけるいじめに関する通報や相談に対して、第三者機関として必要な助言等を行う。
ウ 府立学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づき必要がある場合に調査を実施し、その対応についての提言を行う。
エ 府立学校における法第28条に規定する重大事態に係る調査を実施し、その対応についての提言を行う。
オ 私立学校におけるいじめの防止等又は重大事態に係る対応に関する、私立学校からの要請に基づき、必要な情報提供等の支援を行う。
カ 市町（組合）立学校における極めて重大かつ緊急な事態に対し、当該市町（組合）教育委員会からの要請に基づき、調査に係る支援及び助言を行う。

いじめ対策委員会は、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者を構成員とし、公平性・中立性を確保するよう努める。

- (3) 「京都府いじめ調査委員会」の設置
知事は、法第30条第2項及び第31条第2項に定める附属機関として「京都府いじめ調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」を設置する。

再調査委員会は、府立学校及び私立学校における重大事態の調査結果について報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があるときは、調査結果について再調査を実施し、その対応についての提言を行う。

再調査委員会の構成員は、いじめに係る重大案件の再調査に当たり、専門的知識及び経験を有する第三者等とし、公平性・中立性を確保するよう努める。

- 2 いじめの防止等のために京都府が実施する施策
いじめの防止等のために、京都府として以下の施策を実施する。
なお、京都市立学校及び私立学校については、京都府が行う施策が全
て対象となるものではないが、学校におけるいじめの防止等の取組を支
援するため、適切な情報提供等に努める。

- (1) いじめの防止
○ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校は、集団での活動や生活を通して、よりよい人間関係を形成する中で、児童生徒一人一人の健全な成長を促す教育的な場である。しかしながら、「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低下」、「規範意識の低下」等から重大ないじめが発生していること、そのいじめがささいなことに見えても個人によつて受け止める方が異なることなどがある。このため、各学校において、全ての児童生徒に人を思いやる豊かな心を育成するため、教育活動全体を通じて、次のような取組を推進する。

ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道徳教育

イ 児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組

ウ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等をはぐくむため、読書活動や対話・創作・表現活動等の取組

エ 生命や自然を大切にすることを心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動

- いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携
教職員が、児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備するとともに、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家との連携を図る取組を推進する。

再調査委員会の構成員は、いじめに係る重大案件の再調査に当たり、専門的知識及び経験を有する第三者等とし、公平性・中立性を確保するよう努める。

- 2 いじめの防止等のために京都府が実施する施策
いじめの防止等のために、京都府として以下の施策を実施する。
なお、京都市立学校及び私立学校については、京都府が行う施策が全
て対象となるものではないが、学校におけるいじめの防止等の取組を支援するため、適切な情報提供等に努める。

- (1) いじめの防止

- 教育活動を通じた豊かな心の育成

幼児期の教育において、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持つて行動できるような取組など、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。

また、学校は、集団での活動や生活を通して、よりよい人間関係を形成する中で、児童生徒一人一人の健全な成長を促す教育的な場である。しかしながら、「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低下」、「規範意識の低下」等から重大ないじめが発生していること、そのいじめがささいなことに見えても個人によつて受け止める方が異なることなどがある。このため、各学校において、全ての児童生徒に人を思いやる豊かな心を育成し、いじめを防止するため、教育活動全体を通じて、次のような取組を推進する。

ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道徳教育

イ 児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組

ウ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等をはぐくむため、読書活動や対話・創作・表現活動等の取組

エ 生命や自然を大切にすることを心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動

- いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携
教職員が、児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備するとともに、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者等外部専門家との連携を図る取組を推進する。

○ いじめの防止等のための教職員の資質能力向上
 教職員がいじめの問題に対して、その態様に
 応じた適切な対処ができて、その態様に
 応じた適切な対処ができて、また、
 相談体制の整備を図る。また、
 心理や福祉の専門家等と連携し、
 教職員のカウンセリング能力
 等の向上のための研修を推進する。

なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招くことがあることに注意する。
 また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

○ いじめに関する調査研究等の実施
 学校におけるいじめの状況やいじめの問題に対する日常の取組等について調査する。
 また、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめが起こる背景や要因、いじめがもたらす被害、いじめを許さない学級づくりなどについて、調査研究を実施し、その成果を普及する。

○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
 保護者をはじめ住民に対し、広くいじめの問題やこの問題への取組についての理解を得よう、広報啓発の充実を図る。

(2) いじめの早期発見
 ○ 教育相談体制の活用の推進
 心理や福祉の専門家等と連携し、児童生徒や保護者、教職員等を対象とした教育相談体制を整備するとともに、関係機関と連携し、「24時間いじめ相談ダイヤル」や「ヤングデレホン」など多様な相談窓口の周知・活用を図る。

○ 定期的な実態把握
 児童生徒が「いやな思いをした」ものから、生命や身体に危険を及ぼすおそれがあるものまで、段階的に把握する定期的なアンケートや聞き取り調査、教育相談等を実施することにより、いじめの実態把握に取り組む。

○ 地域や家庭との連携促進
 より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、P.T.Aや地域の関係団体との連携を促進するとと

○ いじめの防止等のための教職員の資質能力向上
 全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に
 応じた適切な対処ができて、また、
 相談体制の整備を図る。また、
 心理や福祉の専門家であるカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、
 教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。
 なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招くことがあることに注意する。
 また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

○ いじめに関する調査研究等の実施
 学校におけるいじめの状況やいじめの問題に対する日常の取組等について調査する。
 また、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめが起こる背景や要因、いじめがもたらす被害、いじめを許さない学級づくりなどについて、調査研究を実施し、その成果を普及する。

○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
 保護者をはじめ住民に対し、広くいじめの問題やこの問題への取組についての理解を得よう、広報啓発の充実を図る。

(2) いじめの早期発見
 ○ 教育相談体制の活用の推進
 心理や福祉の専門家であるカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒や保護者、教職員等を対象とした教育相談体制を整備・周知を図るとともに、関係機関と連携し、「24時間いじめ相談ダイヤル」や「ヤングデレホン」など多様な相談窓口の周知・活用を図る。

○ 定期的な実態把握
 児童生徒が「いやな思いをした」ものから、生命や身体に危険を及ぼすおそれがあるものまで、段階的に把握する定期的なアンケートや聞き取り調査、教育相談等を実施することにより、いじめの実態把握に取り組む。

○ 地域や家庭との連携促進
 より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、P.T.Aや地域の関係団体との連携を促進するとと

④ 国策だが、法の内容理解はいじめ対策の基本

②① ③① ④①

②③

もに、学校運営協議会や学校支援地域本部、放課後子ども教室等学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制の充実を図る。各家庭においても、子どもが何時でも悩みを相談できるよう努めるとともに、子どももささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いをもって学校等に相談するなど、積極的な連携が進むよう啓発に努める。

(3) いじめへの対処

○ 多様な外部人材の協力等による問題解決に向けた支援
解決困難な問題への対応を支援するため、弁護士や教員・警察官経験者等、多様な人材の協力が得られる体制を構築する。

また、学校及び市町（組合）教育委員会の要請を受けて、教員・警察官経験者、心理・福祉の専門家等からなる「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」を派遣し、外部の視点から学校の対応状況の点検や第三者的立場での解決に向けた調整を実施する。

○ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

インターネット利用の増加とともに、ささいなことをきっかけとして、ネットいじめが増加している。また、SNS(ソーシャルネットワークサービス)の普及に伴い、閉ざされた仲間内でのいじめなど、発見しにくい新しい形態のいじめも現れてきている。学校において、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導を充実させるとともに、PTAとも連携を図り、インターネットなど利用のルールやマナーについて情報提供や啓発を進める。

また、インターネット上の不適切なサイトや書き込みを発見するためのネットパトロールなど、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。

○ 学校相互間の連携協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

(4) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証

市町村、学校におけるいじめ防止基本方針の策定状況等、いじめの問題への取組状況を調査するとともに、いじめの問題への効果的な対

もに、学校運営協議会や学校支援地域本部、放課後子ども教室等学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制の充実を図る。各家庭においても、子どもが何時でも悩みを相談できるよう努めるとともに、子どももささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いをもって学校等に相談するなど、積極的な連携が進むよう啓発に努める。

(3) いじめへの対処

○ 多様な外部人材の協力等による問題解決に向けた支援
解決困難な問題への対応を支援するため、指導主事等の職員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士や教員・警察官経験者等、多様な人材の協力が得られる体制を構築する。

また、学校及び市町（組合）教育委員会の要請を受けて、教員・警察官経験者、心理・福祉の専門家等からなる「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」を派遣し、外部の視点から学校の対応状況の点検や第三者的立場での解決に向けた調整を実施する。

○ インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応

スマートフォン等の利用者が低年齢化し、インターネット上のいじめが増加している。また、SNS(ソーシャルネットワークサービス)を利用した閉ざされた仲間内でのいじめなど、発見しにくい形態のいじめもある。学校において、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導を充実させるとともに、PTAとも連携を図り、インターネットなど利用のルールやマナーについて情報提供や啓発を進める。

また、不適切なサイトや書き込みを発見するためのネットパトロールなど、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

○ 学校相互間の連携協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

(4) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握、検証、指導・助言

市町村、学校におけるいじめ防止基本方針の策定状況等、いじめの

(24)

(28)

スマートフォン、タブレットを含む携帯端末の子ども連への浸透、低年齢化への対応
国基本方針と
の文言の対応

(17) 学校設置者施策

策が講じられているかどうかを検証し、結果を周知する。

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、校長の強力なリーダーシップのもと一
致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進することが必要
である。

また、いじめを早期に発見できるよう、あらゆる方面から常に情報を取
集し、たとえその情報がささいに思えるものや不確かなものであっても、
一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが何よりも重
要である。

なお、いじめの問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情
報の取扱いについて配慮することが必要である。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国や京都府等の基本方針を参考にし、自校の児童生徒や
保護者、地域の状況を、さらに私立学校はその建学の精神を十分に踏ま
え、自らの学校として、いじめの防止等についての基本的な方向、取組
の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)
として定めるものとする。

問題への取組状況を調査するとともに、いじめの問題への効果的な対
策が講じられているかどうかを検証し、結果を周知する。

また、各学校の法第22条に規定する組織の役割が果たされているか
どうかを確認し、必要な指導・助言を行う。

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、校長の強力なリーダーシップのもと一
致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進することが必要
である。

また、いじめを早期に発見できるよう、あらゆる方面から常に情報を取
集し、たとえその情報がささいに思えるものや不確かなものであっても、
一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが何よりも重
要である。

なお、いじめの問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情
報の取扱いについて配慮することが必要である。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国や京都府等の基本方針を参考にし、自校の児童生徒や
保護者、地域の状況を、さらに私立学校はその建学の精神を十分に踏ま
え、自らの学校として、いじめの防止等についての基本的な方向、取組
の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)
として定めるものとする。

学校基本方針を定めることには、次のような意義がある。

・ 学校基本方針に基づき対応が徹底されることにより、教職員がいじ
めを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による
対応ではなく組織として一貫した対応となること。

・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、
児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安
心感を与え、いじめの加害行為の抑止につながる。

・ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、い
じめの加害者への支援につながる。

③ 学校施策

＜学校基本方針の内容の例＞

ア いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育
相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る
内容を具体的に定める。

イ 学校教育活動全体を通じて、いじめの防止等に役立つ多様な取組
が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めると
ともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

＜学校基本方針の内容の例＞

ア いじめの防止のための取組、早期発見、いじめ事案への対処 (以
下「事案対処」という。)の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、
校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容を具体的に定める。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・
いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を
通じて、いじめの防止等に役立つ多様な取組が体系的・計画的に行

④ 学校施策

われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

ウ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなどといった具体的な取組を盛り込む。

エ アからウの策定事項が、同時に法第22条に規定する組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動を具体的に記載する。

オ いじめの加害児童生徒に対する成育支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。

カ より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを法第22条に規定する組織を中心に点検・評価し、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクルを盛り込む。

さらに、学校基本方針に基づきいじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、取組状況や達成状況を評価することにより、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。あわせて、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

学校基本方針の策定・見直しを行うに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域の方や関係機関等の参画を得た学校基本方針になるようすることが、策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的にいじめ防止等の対策に係る連携について定めることが大切である。

また、児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組み観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒が主体的かつ積極的に参加できるようにすることも大切である。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域の方が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を、必ず入学時

ウ いじめへの対応に係る教職員の資力向上を図る取組やいじめの早期発見・対処に関する取組方法等を具体的に定め、これらを徹底するため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなど、年間を通じた具体的な取組計画を定める。

エ により実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんとして機能しているかを法第22条に規定する組織を中心に点検・評価し、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクルを盛り込む。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者や地域の方とも連携を図り、地域社会を巻き込んだ学校基本方針になるようすることが、策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。

また、児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組み観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒が主体的かつ積極的に参加できるようにすることも大切である。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

※④ ⑦ ⑳
 学校設置者施策（学校評価の）

⑤ 学校施策

⑥ 学校施策

・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの
対処等に関する措置を実効的に行うため、学校に常設のいじめの防止等
の対策のための組織（以下「いじめ対策組織」という。）を置くものと
する。
いじめ対策組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たっ
て中核となる役割を担う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、
学校に常設のいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策組
織」という。）を置くものとする。
いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組
むに当たって中核となる役割を担う。

<いじめ対策組織の役割の例>

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の
収集と記録、共有を行う役割
エ いじめの疑いに係る情報があった時には迅速に緊急会議を開き、指
導や支援の体制・対応方針の決定、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指
導するための中核としての役割

<いじめ対策組織の役割>

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さな
い環境づくりを行う役割
【早期発見・事案対処】
イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口
としての役割
ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報
や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関
係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、聴
き取り調査等により事実関係の把握と対応方針の決定、関係のある児童
生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導
の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に
実施する役割
【学校基本方針に基づく各種取組】
カ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実
行・検証・修正を行う役割
キ 学校基本方針における年間計画に基づき、年に複数回、いじめの
防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
ク 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかに
ついての点検を行い、同方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの
実行を含む。）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うた
めには、いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在
及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策

⑪ 学校施策

組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等)を実施することが重要である。また、いじめの早期発見のためには、いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていくことが重要である。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒がいじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているかを調査し、取組の改善につなげることも必要である。いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応できる体制とすることが重要である。

特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ対策組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談するとともに、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

あわせて、学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組みが必要である。

いじめ対策組織は、当該学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等の複数の教職員によって構成することにより、組織的対応の中核として機能するよう体制を、学校の実情に応じて決定し、これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対応に当たって関係の深い教職員を追加する。また、可能な限り、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参画を得るようにする。

さらに、いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とすることが必要である。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対応等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができようにするなど、未然防止・早期発見・事案対応の

いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に組織的に対応できる体制とすることが重要である。

特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ対策組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談するとともに、いじめ対策組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

⑬ 学校施策

⑭ ⑮ 学校施策

(9)

⑯ 学校施策

⑰ 学校施策

⑱ 学校施策

実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが必要である。

加えて、いじめ対策組織において、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証することが大切である。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、学校の設置者(公立学校の場合は教育委員会、私立学校の場合は学校法人。以下同じ。)とともに、スクールカウンセラーやスクールポーター、外部の専門家等と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子にも起こりうることで、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されぬ人権侵害である」という認識の下、未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが何より重要である。

また、未然防止の基本として、学校は、児童生徒のコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身につけさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作ることが大切である。

さらに、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を推進する。

加えて、児童生徒に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があるため、児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させることが重要である。

あわせて、以下の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

・発達障害を含む、障害のある児童生徒

また、いじめ対策組織において、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証することが大切である。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、学校の設置者(公立学校の場合は教育委員会、私立学校の場合は学校法人。以下同じ。)とともに、スクールカウンセラーやスクールポーター、外部の専門家等と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子にも起こりうることで、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されぬ人権侵害である」という認識の下、未然防止に取り組むことが何より重要である。

また、未然防止の基本として、学校は、児童生徒のコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身につけさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作ることが大切である。

加えて、児童会・生徒会において、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を推進する。

②⑤ 学校施策

②⑥ 学校施策

②⑦ 学校施策

②⑧ 学校施策

②⑨ 学校施策

②⑩ 学校施策

②⑪ 学校施策

②⑫ 学校施策

②⑬ 学校施策

②⑭ 学校施策

②⑮ 学校施策

②⑯ 学校施策

②⑰ 学校施策

②⑱ 学校施策

②⑲ 学校施策

②⑳ 学校施策

②㉑ 学校施策

②㉒ 学校施策

②㉓ 学校施策

②㉔ 学校施策

②㉕ 学校施策

②㉖ 学校施策

②㉗ 学校施策

※ ポイント改訂部分であるが、いじめ対策上、特に配

- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国にながらる児童生徒
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

(2) いじめの早期発見
いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多く、いじめを踏まえ、学校は、日頃から児童生徒との信頼関係の構築等に努め、日常的に児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、その上に立って定期的なアンケート調査や聞き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努める。

あわせて、いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下で対応を図るなど児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整えることが必要である。

(3) いじめに対する措置
いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を当該学校の設置者に報告する。

また、いじめの事実を確認した場合には、一部の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策組織に報告し、組織的に被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
なお、加害児童生徒が、好意から行ったような場合には被害児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合には、悪意

(2) いじめの早期発見
いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多く、いじめを踏まえ、学校は、日頃から児童生徒との信頼関係の構築等に努め、日常的に児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、その上に立って定期的なアンケート調査や聞き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努める。

また、学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め、これらのアンケート調査等において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとつては多大な勇気を要するものであることを教職員に理解させ、これを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

あわせて、いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下で対応を図るなど児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整えることが必要である。

(3) いじめに対する措置
いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならぬ。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。

また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。
さらに、いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒の生命・身体・尊重を第一に考えて被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。
加えて、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
なお、加害児童生徒が、例えば、好意から行った行為が意図せず被害児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合には、軽い言

がなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができただけの場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- (4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじ

め対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(5) いじめ解消後の継続的な指導
いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要なケアや指導を継続的に行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のため、日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いを理解し、認め合える人間関係を自ら作り出している取組を推進する。

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

ネットいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、ネットいじめに対処する必要がある。

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、携帯電話等へのフィードバックの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。

(6) いじめ解消後の継続的な指導
いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要なケアや指導を継続的に行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いを理解し、認め合える人間関係を自ら作り出している取組を推進する。

(7) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応

インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、時間や場所に関係なく行われ、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、インターネット上のいじめに対処する必要がある。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが必要である。

さらに、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィードバックの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。

(8) 地域との連携

学校評議員や地域学校協働本部等が設置されている場合には、学校は当該学校がいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進める。これらの仕組みが設けられていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

⑬ 学校施策

⑳ スマートフォンの浸透に伴うネットいじめの特性
㉑ 国基本方針と
㉒ 英文の対応

㉓ 学校設置者施策であるが、主語は学校

第4 重大事態への対処

1 重大事態とは

- 重大事態とは、次に掲げる場合をいう。
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間30日を目安とする。
- また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申請があった場合には、学校は重大事態が発生したものと取り扱う。

2 重大事態発生の報告及び調査

いじめによる又はいじめの可能性のある行為等による重大事態が発生した場合、府立学校は府教育委員会を通じて知事に、その他の公立学校は当該教育委員会を通じて当該地方公共団体の長に、私立学校は知事に、速やかに報告する。

この場合、学校の設置者又はその設置する学校は、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「重大事態の調査」という。）を行う。

なお、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあつたとしても、事実にしつかりと向き合う姿勢が重要である。

第4 重大事態への対処

1 重大事態とは

- 重大事態とは、次に掲げる場合をいう。
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間30日を目安とする。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申請があった場合には、学校は重大事態が発生したものと取り扱って重要な情報である可能性があらから、学校が把握していない極めて重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態発生の報告及び調査

いじめの重大事態については、京都府の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に基づき適切に対応するものとする。

いじめによる又はいじめの可能性のある行為等による重大事態が発生した場合、府立学校は府教育委員会を通じて知事に、その他の公立学校は当該教育委員会を通じて当該地方公共団体の長に、私立学校は知事に、速やかに報告する。

この場合、学校の設置者又はその設置する学校は、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「重大事態の調査」という。）を行う。

なお、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあつたとしても、事実にしつかりと向き合う姿勢が重要である。

④① 重大事態に係る記載

④② 重大事態に係る記載

3 調査を実施する組織

(1) 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、いじめ対策組織等を母体として、速やかに、組織を設け実施する。

(2) 学校の設置者が調査主体となる場合

学校の設置者は、速やかに、その下に組織を設置して調査を行う。この組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)とし、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
なお、府立学校については、いじめ対策委員会が調査を実施し、必要な対応についての提言を行う。

4 調査の結果を踏まえた措置

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

また、調査結果は、公立学校については当該地方公共団体の長(府立学校については知事)に、私立学校については知事に報告する。

その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

さらに、公立学校で発生した重大事態について当該教育委員会は、また、私立学校で発生した重大事態について学校法人は、調査組織からの調査の結果及び提言を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

5 再調査及びその結果を踏まえた措置

(1) 再調査

公立学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた地方公共団体の長(府立学校については知事)は、法第30条第2項の規定により、また、私立学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた知事は、法第31条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めめる場合は、調査結果について再調査を行うことができる。

府立学校又は私立学校における重大事態について再調査をする場合は、再調査委員会が調査を実施し、必要な対応についての提言を行う。

3 調査を実施する組織

(1) 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、いじめ対策組織等を母体として、速やかに、組織を設け実施する。

(2) 学校の設置者が調査主体となる場合

学校の設置者は、速やかに、その下に組織を設置して調査を行う。この組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)とし、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
なお、府立学校については、いじめ対策委員会が調査を実施し、必要な対応についての提言を行う。

4 調査の結果を踏まえた措置

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

また、調査結果は、公立学校については当該地方公共団体の長(府立学校については知事)に、私立学校については知事に報告する。

その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

さらに、公立学校で発生した重大事態について当該教育委員会は、また、私立学校で発生した重大事態について学校法人は、調査組織からの調査の結果及び提言を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

5 再調査及びその結果を踏まえた措置

(1) 再調査

公立学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた地方公共団体の長(府立学校については知事)は、法第30条第2項の規定により、また、私立学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた知事は、法第31条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めめる場合は、調査結果について再調査を行うことができる。

府立学校又は私立学校における重大事態について再調査をする場合は、再調査委員会が調査を実施し、必要な対応についての提言を行う。

④ 重大事態に係る記載(改定しない。)

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供
再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置
公立学校で発生した重大事態について当該地方公共団体の長及び教育委員会は、また、私立学校で発生した重大事態について知事は、再調査の結果及び提言を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(4) 議会への報告
知事は、府立学校における再調査の結果について、京都府議会に報告する。
また、その他の公立学校における再調査の結果について、当該地方公共団体の長は、議会に報告する。

第5 その他の重要事項

京都府は、京都府の基本方針の策定から3年の経過を用途として、国の動向等も勘案しながら、府の施策や学校の施策、重大事態への対処等、京都府の基本方針が適切に機能しているかどうかを検討し、必要があると認められるときは、京都府の基本方針を見直すとともに、必要な措置を講ずる。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供
再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置
公立学校で発生した重大事態について当該地方公共団体の長及び教育委員会は、また、私立学校で発生した重大事態について知事は、再調査の結果及び提言を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(4) 議会への報告
知事は、府立学校における再調査の結果について、京都府議会に報告する。
また、その他の公立学校における再調査の結果について、当該地方公共団体の長は、議会に報告する。

第5 その他の重要事項

京都府は、国の動向等も勘案しながら、府の施策や学校の施策、重大事態への対処等、京都府の基本方針が適切に機能しているかどうかを随時点検し、必要があると認められるときは、京都府の基本方針を見直すとともに、必要な措置を講ずる。

「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文科部科学大臣決定)の改定について【主な改定事項】

「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」(平成28年11月2日)いじめ防止対策協議会	改定前	改定後	備考
<p>1. いじめの認知</p> <p>○いじめの定義の解釈の明確化を図る。 ・解釈上、いじめとして扱われていない「けんか」の範囲については、限定的であることを具体例を示しながら明確にする。</p>	<p>5 いじめの定義 [P5]</p> <p>また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。 <u>けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。</u></p>	<p>また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。 <u>けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。</u></p>	①
<p>○いじめへの対処方法として、状況に応じて、見守る(※)、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応が可能であることを示す。 ただし、いじめであるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要となる。 ※軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など</p>	<p>5 いじめの定義 [P5]</p> <p>加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であると限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。</p>	<p>加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であると限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。</p>	②
<p>2. いじめ防止基本方針</p> <p>【学校】 ○学校基本方針の意義を再認識させながら、全教職員に方針に基づき対応を改めて確認させる。 ・学校基本方針に基づき対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応が可能となる。 ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒に学</p>	<p>【P21・22】</p> <p>3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 各学校は、国の基本方針、<u>地域基本方針を参考にし、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)</u>として定める必要がある。</p>	<p>3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 各学校は、国の基本方針、<u>地方いじめ防止基本方針を参考にし、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)</u>として定める必要がある。 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。 ・<u>学校いじめ防止基本方針に基づき対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。</u></p>	③

校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付ける。

学校基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

○いじめの発生状況、学校基本方針に基づく取組状況等を、学校評価の評価項目に位置付けるよう促す。学校基本方針において、いじめ対策の達成目標を設定し、年間を通してどのよう取組（いじめの防止プログラム等）を実施するかを取組計画として定め、学校評価においては目標の達成状況を評価する。

また例えば、校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込んだり、これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりすることが考えられる。

- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

④ 学校いじめ防止基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

④ その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

④ また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

④ さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを第2.2条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直し、というPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。

④ 加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直し、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

④ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評

価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの発行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

⑤

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上で有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

⑥

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

⑦

② 学校の設置者として実施すべき施策
 ○ 学校評価の留意点、教員評価の留意点
 ・各教員委員会は、学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組みようとしなければならない。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上で有効である。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

[P20] ② 学校の設置者として実施すべき施策

○ 学校評価の留意点、教員評価の留意点
 ・各教員委員会は、学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組みよう。必要な指導・助言を行う

○学校基本方針を実効的なものにする取組を促す。

・学校基本方針の策定・見直しの過程に児童生徒、保護者、関係機関等を確実に関わらせる仕組みを構築する。

・学校基本方針を各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

○教育委員会等（教育委員会、学校法人、国立大学法人。以下同じ。）及び都道府県私立学校担当部局が、学校基本方針のPDCAサイクルが機能しているかについて点検を行う。

<p>2. いじめ防止基本方針</p> <p>【地方公共団体】</p> <p>○文部科学省が、市区町村教育委員会に地方基本方針を策定する意義及び必要性を再認識させながら、策定を強く促す。</p> <p>○都道府県教育委員会が、策定に向けて検討している管下の市区町村（例：人的体制が不十分）を支援することにより、地方基本方針の策定を促進する。</p>	<p>【P13】</p> <p>2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>(2) 地方いじめ防止基本方針の策定</p> <p>地方公共団体は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、<u>条例などの形で、地方いじめ防止基本方針（以下「地域基本方針」という。）</u>を定めることが望ましい。</p> <p>地域基本方針は、当該地方公共団体の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、当該地域において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載することが想定される。</p> <p>例えば、いじめの防止に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みを定めたり、当該地域におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定めたりするなど、より実効的な地域基本方針とするため、地域の実情に応じた工夫がなされることが望ましい。</p>	<p>したがって、各教育委員会は、<u>学校いじめ防止基本方針に基づき取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。</u></p>
<p>3. 学校がいじめ対策組織・いじめの未然防止報共有</p> <p>【学校がいじめ対策組織】</p> <p>○いじめ対策組織は、いじめの未然防止</p>	<p>【P22・23】</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実施的行うため、組織的な対応</p>	<p>2 いじめの防止等のために地方公共団体等が実施すべき施策</p> <p>(2) 地方いじめ防止基本方針の策定</p> <p>地方公共団体は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、<u>条例などの形で、地方いじめ防止基本方針（以下「地方基本方針」という。）</u>を定めることが望ましい。地方いじめ防止基本方針は国の基本方針と学校いじめ防止基本方針の結節点となるものであって、各学校のいじめの防止等の取組の整備となるものである。地域内の対策の格差を生じさせない観点からも、特に、教育委員会にあっては特段の理由がある場合を除き、地方いじめ防止基本方針を策定することが望ましい。なお、都道府県教育委員会にあっては、策定に向けて検討している区域内の市区町村（例：人的体制が不十分）を支援することにより、地方いじめ防止基本方針の策定を促進する。</p> <p>地方いじめ防止基本方針は、当該地方公共団体の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、当該地域において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載することが想定される。</p> <p>例えば、いじめの防止に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みを定めたり、当該地域におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定めたりするなど、より実効的な地方いじめ防止基本方針とするため、地域の実情に応じた工夫がなされることが望ましい。</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実施的行うため、組織的な対</p>

・早期発見・事案の対処を実効的に行うための組織であり、かつ、基本方針の見直し、校内研修等を企画する組織であることを改めて周知する。教育委員会等及び都道府県私立学校担当部局が、当該組織の活動状況を点検する。

○生徒指導専任教員を中心とした組織的な指導体制の構築を支援する。

を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが、これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものである。

また、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、

○ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

○ いじめの相談・通報の窓口としての役割

○ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の瞭解、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割などが想定される。

⑨ 応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが、これは、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものである。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

⑩ 学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的ないじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

○ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○ いじめの疑いに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

⑩ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

⑪ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割 (PDCAサイクルの実行を含む。) などが想定される。

⑫ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組 (例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等) を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事態を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

⑬ 教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校主管部局においては、以上の組織の役割が果たされているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行う。

⑭ さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているかを確かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

⑮ 学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、重層的な関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

⑩ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

⑪ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割 (PDCAサイクルの実行を含む。) などが想定される。

⑫ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組 (例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等) を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事態を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

⑬ 教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校主管部局においては、以上の組織の役割が果たされているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行う。

⑭ さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているかを確かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

⑮ 学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、重層的な関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

○児童生徒及び保護者に対して、学校のいじめ対策組織の存在及び活動が容易に認識される取組 (例えば、朝礼の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で挨拶する等) を実施するよう教育委員会等が指導し、実施状況を確認する。

○文部科学省、教育委員会等及び都道府

[P23・24]

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
当該組織を構成する第2.2条の「当該学校の複数の教職員」につ

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
法第2.2条においては、学校いじめ対策組織は「当該学校の複数

県私立学校担当部局として、職能団体・関係機関との連携を強化することにより、いじめ対策組織への外部人材(弁護士、警察官経験者等)の参画を推進する。

○学校のいじめ対策の企画立案等を学級担任を含めた全ての教職員が経験することができようように、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を工夫・改善するよう促す。

いては、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにより、柔軟な組織とすることが有効である。

の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているところ、「当該学校の養護教諭、主幹教諭、主幹教諭、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、同僚の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

⑮

いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とすることが必要である。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができようように、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できよう、柔軟な組織とすることが有効である。

各学校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の名称で組織を置いている例があるが、こうした既存の組織を活用して、法律に基づき組織としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることも法の趣旨に合致するものであり、組織の名称としては「いじめ対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。

また、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

さらに、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

【学校内の情報共有】

○組織的対応の意義を再度周知し、教職員の意識改革を促す。

[P22]

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及

・特定の教職員でいじめの問題を抱え込まず、組織的に対応することにより、複数の目による状況の評価、外部専門家を活用した支援等が可能となる。

・いじめの情報共有は責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的である。

・管理職として、リーダージュシップをとって情報共有を行いやすい環境作りを取り組む必要がある。

いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが、これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものである。

[P23]

当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、さまざまな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有を図ることが必要である。

○学校として、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処について、基本方針（マニュアル等）で定めて周知しておくこと等、情報共有の在り方について改めて示す。

・各教職員がいじめの対応に係る記録を残し、学校の対策組織に共有する。学校は報告すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確化しておく。

[P25] (4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

iii) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、

いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが、これは、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・二、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものである。

当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、さまざまな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有を図る。

○学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダージュシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組み必要がある。

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

iii) いじめに対する措置

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係

(※) 学校がその方法についてルールを策定しておく必要があること等について、事例を示すこと等を通じて改めて周知徹底する。

※教職員がいじめの情報を共有を怠り、地方公務員法上の懲戒処分を受けた事例もある。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

[P19] (5) 地方公共団体が実施すべき施策

② 学校の設置者として実施すべき施策

○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

(5) 地方公共団体が実施すべき施策

② 学校の設置者として実施すべき施策

○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制整備を図る。生徒指導専任教員の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、部活動休養日の設定、部活動指導員の配置、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。

[P21]

○ 学校運営改善の支援

・教職員が子供と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する

○ 学校運営改善の支援

・教職員が子供と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、生徒指導専任教員の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

○学校評価、教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみではなく、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。

【P20】② 学校の設置者として実施すべき施策
○ 学校評価の留意点、教員評価の留意点
各教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題の隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う

各教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う

【学校から教育委員会等に対する報告】
○教育委員会等として、積極的に学校を訪問して状況を確認することとともに、教育委員会等に報告することによるメリット（外部専門家による支援、警察等関係機関との連携、スクールカウンセラー・スクールワーカー等の連携）を具体的に示しながら対応を促す。

【P.19】(5) 地方公共団体が実施すべき施策
② 学校の設置者として実施すべき施策
○ いじめに対する措置
・ 学校の設置者は、第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

② 学校の設置者として実施すべき施策
○ 学校評価の留意点、教員評価の留意点
各教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよういじめを許さなければならぬ。したがって、各教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う

教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要である。その際、各教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

(5) 地方公共団体が実施すべき施策
② 学校の設置者として実施すべき施策
○ いじめに対する措置
・ 学校の設置者は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示する。支援とは、具体的には、指導主事等の職員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家の派遣、警察等関係機関との連携等が考えられる。学校の設置者は、その設置する学校に対し、いじめへの対応の際にこれらの支援を行うことを、予め周知しておく必要がある。さらに、学校の設置者として、学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

<p>4. いじめの未然防止・早期発見</p> <p>【未然防止】</p> <p>○ 就学前の段階から機会を捉えて、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるようなり、取組を促す。</p>	<p>【P17】</p> <p>(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>○ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援</p>	<p>(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>○ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。</p> <p>② いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持つて行動できるよう、取組を促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。</p>
<p>4. いじめの未然防止・早期発見</p> <p>【未然防止】</p> <p>○ 道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されぬことを児童生徒に理解させる。その際、具体的な事例をもとに児童生徒にいじめの問題を考えさせるなど、実践的な取組を行う。</p>	<p>【P10】</p> <p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進する。このため、道徳教育用教材の活用や道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進するとともに、各地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする自治体等の取組を支援する。</p> <p>○ 児童生徒の主体的な活動の推進 児童会・生徒会において、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、相談窓口を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する。</p>	<p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進する。児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進するとともに、各地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする自治体等の取組を支援する。</p> <p>○ 児童生徒の主体的な活動の推進 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、相談窓口を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する。</p>
<p>【早期発見】</p> <p>○ 児童生徒が主体的に参画し、いじめの防止に向けた方策を議論し、実行する取組を推進する。 (児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめが把握さ</p>	<p>【P19】</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ いじめの防止に資する活動であつて当該学校に在籍する児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な</p>	<p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ いじめの防止に資する活動であつて当該学校に在籍する児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめ</p>

れる例が多いことから、児童生徒の協力を得ることは不可欠。）

措置を講ずる

[P24]

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

i) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるといふ事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくりを行う。

を防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

i) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるといふ事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくりを行う。

児童生徒に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとすといじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

[P16]

(5) 地方公共団体が実施すべき施策

○ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

・ 電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制整備

周知

・ 都道府県と市町村が円滑に連携

(例えば都道府県が、「24時間いじめ相談ダイヤル」や教育相談センターにおける教育相談の充実等、多様な相談窓口を確保し、市町村が、設置された窓口を域内の関係各者に周知徹底する等)

(5) 地方公共団体が実施すべき施策

○ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

・ 電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制整備

周知

・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

・ 都道府県と市町村が円滑に連携 (例えば都道府県が、「24時間子供SOSダイヤル」や教育相談センターにおける教育相談の充実等、多様な相談窓口を確保し、市町村が、設置された窓口を域内の関係各者に周知徹底する等)

①

・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談センター等のいじめに関する通報及び相談体制を整備した場合は、児童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知する(スクールカウンセラーの相談日の案内、教育相談センター職員による学校訪問、教育相談センターの見学会の実施等)。特に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は、自らその一員であり、児童生徒、保護者等に積極的に伝える取組を行う。

○相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組を行う。

【早期発見】
アンケートや個人面談の実施状況を教育委員会等及び都道府県私立学校担当部局が点検を行う。

【P18】(5) 地方公共団体が実施すべき施策
○ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
・ いじめの実態把握の取組状況等、設置する学校における取組状況を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す

○ 都道府県私立学校主管部局の体制
私立学校主管部局において、重大事態があつた場合等に適切に対応できるよう、体制を整備する

【P19】

② 学校の設置者として実施すべき施策
○ いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる

【P25】

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
ii) 早期発見
このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンケートを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○学校基本方針においてアンケート調査の実施や結果を踏まえた組織的な検証及び対処方法について定め、迅速な対応を徹底する。

・ 周知の際には、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

②

(5) 地方公共団体が実施すべき施策
○ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
・ いじめの実態把握の取組状況等、設置する学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。

○ 都道府県私立学校主管部局の体制
都道府県私立学校主管部局において、所管する学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を把握するとともに、重大事態があつた場合等に適切に対応できるよう、体制を整備する。

③

② 学校の設置者として実施すべき施策
○ いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講ずる。また、学校の設置者として、その設置する学校におけるアンケート調査、個人面談の取組状況を把握しておく。

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ii) 早期発見

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンケートを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

④

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めおく必要がある。

<p>アンケート調査等において、児童生徒が自らSOSを發 がSOSや情報を出せば、必ず学校が 対応することを徹底する。</p>	<p>アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを發 信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童 生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解 しなければならぬ。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談 に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。</p>	<p>アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを發 信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童 生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解 しなければならぬ。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談 に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。</p>
<p>5. いじめへの対処 ○学校は、いじめが解消に至っていない 段階では、被害者を守り通し、その安 全・安心を確保する責任を有すること を改めて示す。いじめの「解消」の定 義を明確化し、学校は、いじめが解消 に至るまで被害者への支援を継続する こと等を徹底する。</p>	<p>[P25] (4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置 Ⅲ) いじめに対する措置 いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込ま ず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、 教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応につい て、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と の連携の下で取り組む。</p>	<p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置 Ⅲ) いじめに対する措置 いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込ま ず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、 教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応につい て、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と の連携の下で取り組む。 いじめは、単に罰罪をもって安易に解消とすることはできない。 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が 満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされてい る場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するもの とする。 ①いじめに係る行為が止んでいること 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（イんター ネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の 期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を 目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期 間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校 の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を 設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまで は、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過し た段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の 期間を設定して状況を注視する。 ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点におい て、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない と認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身 の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を</p>

徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校
いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒
の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を
含む対応プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段
階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再
発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当
該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注
意深く観察する必要がある。

- ② 学校の設置者として実施すべき施策
- いじめに対する措置
 - ・市町村の教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対し
て学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法
第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児
童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の
児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措
置を速やかに講ずる。いじめの加害者である児童生徒に対して出
席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習へ
の支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを
支援する。
 - また、市町村の教育委員会は、いじめられた児童生徒又はその
保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等
の弾力的な対応を検討する。

- ③ いじめの防止等のために国が実施すべき施策
- インターネットや携帯電話を利用したいじめ(以下「インターネ
ット上のいじめ」という。)への対応
 - 児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。イン
ターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなど
の性質を有するため児童生徒が行動に移しやすいため、一度イン
ターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報
を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被
害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与え可
能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、イン

[P19]

○教育委員会に対して、出席停止措置の支
手順、出席停止中の加害者に対する支
援を含む留意事項等を示し、必要な場
合に出席停止措置を適切にとることが
できるよう支援を行う。

- ② 学校の設置者として実施すべき施策
- いじめに対する措置
 - ・市町村の教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対し
て学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法
第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児
童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の
児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措
置を速やかに講ずる

[P12]

○情報モラル教育の充実を推進する。
・インターネット上のいじめが、重大な
人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷
を与えかねない行為であることを理解
させる。
・いじめの具体的事例を示しながら、い
じめの行為が刑法上の名誉毀損罪、侮
辱罪や民事上の損害賠償請求の対象と
なり得ることを理解させる等の取組を

- (3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策
- インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)への
対応
 - 児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、
ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパ
トロールなど、インターネットを通じて行われるいじめに対処する
体制を整備する。

推進する。

<p>6. 重大事態への対応</p> <p>○本来1号重大事態として扱うべきものであるが判断が分かれていたりする事例等、具体的な重大事態の事例を掲載示すことを通じて、1号重大事態の範囲の明確化を図る。</p> <p>○児童生徒や保護者からいじめられたい重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと見て報告・調査等に当たるとして明確にさせるため、改めて留意点として明確に示す。</p>	<p>[P17]</p> <p>(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>○児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組支援、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には学校ネットワークの実施などが想定される 	<p>ターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。併せて、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。</p> <p>(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>○児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組支援、インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には学校ネットワークの実施、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実等が想定される
	<p>[P26]</p> <p>また、児童生徒や保護者からいじめられたい重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見て報告・調査等に当たる。</p>	<p>※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」参照</p> <p>また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見て報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立てでは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。</p>
	<p>[P28]</p> <p>公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい。この際、重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から「附属機関」を設置しておくことが望ましい。なお、小規模の自治体など、設置が困難な地域も想定されるこ</p>	<p>公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい。この際、重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織を設置しておくことが望ましい。公立学校における調査</p>

<p>とを踏まえ、都道府県教育委員会においては、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整えておくことが望まれる。</p> <p>なお、この場合、附属機関の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる。</p>	<p>において、学校の設置者が調査主体となる場合、法第14条第3項の<u>教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることも考えられる。</u>なお、小規模の自治体など、設置が困難な地域も想定されることを踏まえ、都道府県教育委員会においては、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整えておくことが望まれる。</p> <p>なお、この場合、<u>調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる。</u></p>	<p>○あらかじめ教育委員会等に第三者調査委員会を設置させるべく、その必要性及びメリットを示しながら対応を促す。</p> <p>・いじめ問題対策連絡協議会等を通じ、教育委員会等と弁護士会等の関係団体との連携を確保する。</p>
<p>【P14】</p> <p>地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。</p> <p>例えば都道府県に置く場合、学校（国私立を含む）、教育委員会、私立学校主管部局、児童相談所、法務局又は地方方法務局、都道府県警察などが想定される。この他に弁護士、医師、心理や福祉の専門家等に係る職能団体や民間団体などが考えられる。</p>	<p>④</p> <p>学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、<u>地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。</u></p> <p>例えば都道府県に置く場合、学校（国私立を含む）、教育委員会、私立学校主管部局、児童相談所、法務局又は地方方法務局、都道府県警察などが想定される。この他に弁護士、医師、心理や福祉の専門家等であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等に係る職能団体や民間団体などが考えられる。教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校主管部局は、平素より、いじめ問題対策連絡協議会における地域の関係機関等との連携を通じて、いじめの重大事態の調査を行うための組織（第三者調査委員会等）の委員を確保しておくことも重要である。</p>	<p>7. 法の理解増進等</p> <p>【保護者及び地域に対する周知】</p> <p>○PTAの全国組織の協力を得ながら、研修会、説明会等を通じて、全てのPTA関係団体に対して、法の趣旨、法に基づく対応について周知を図る。</p>
<p>【P11】</p> <p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発</p> <p>国の基本方針やいじめの問題に関する通知等を周知徹底するため、各地域の学校関係者の集まる普及啓発協議会を定期的に開催する。また、保護者など国民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を促すよう、<u>広報啓発を充実する。</u></p>	<p>④</p> <p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発</p> <p>国の基本方針やいじめの問題に関する通知等を周知徹底するため、各地域の学校関係者の集まる普及啓発協議会を定期的に開催する。また、保護者など国民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、<u>法の趣旨及び法に基づき対応に係る広報啓発を充実する。</u></p>	<p>○PTAの全国組織の協力を得ながら、研修会、説明会等を通じて、全てのPTA関係団体に対して、法の趣旨、法に基づく対応について周知を図る。</p>

[P21]

② 学校の設置者として実施すべき施策

○ 学校運営改善の支援

・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の導入により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する

[P14]

2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策

(3) いじめ問題対策連絡協議会

地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。

○地域の関係機関等との連携を確保するため、いじめ問題対策連絡協議会の設置を促す。

[P10]

(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策

○ いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質能力向上
教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対応ができるよう、独立行政法人教員研修センターや教育委員会と連携し、教職員研修の充実を図る。また、心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

また、大学の教員養成課程における、いじめを始めとする生徒指導上の課題等に適切に対応できる能力を高めるような実践的な内容の充実を促す。

[P19] ② 学校の設置者として実施すべき施策

○ 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質

② 学校の設置者として実施すべき施策

○ 学校運営改善の支援

・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度の導入や地域学校協働活動の推進により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。
・学校評議員や地域学校協働本部等が整備されている場合には、学校は当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進める。これらの仕組みが設けられていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策

(3) いじめ問題対策連絡協議会

学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。

(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策

○ いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質能力向上
全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対応ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。また、独立行政法人教職員支援機構や教育委員会と連携し、教職員研修の充実を図る。

また、大学の教員養成課程や免許更新講習において、いじめをはじめとする生徒指導上の課題等に適切に対応できる能力を高めることができないような実践的な内容の充実を促す。

② 学校の設置者として実施すべき施策

○ 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質

<p>能力の向上に必要な措置を講ずる。</p> <p>【国立及び私立の学校への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会からのスクールカウンセラーの派遣、外部専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、国立の学校・都道府県私立学校担当部局と教育委員会との連携を促す。 ・国立及び私立の学校と地域の関係機関等との連携を確保するため、設置者及び都道府県私立学校担当部局による、都道府県の「いじめ問題対策連絡協議会」への参画を促す。 	<p>能力の向上に必要な措置を講ずる。</p> <p>【P19】</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 学校の設置者として実施すべき施策 ○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。 <p>【P25】</p> <ul style="list-style-type: none"> (4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置 	<p>能力の向上に必要な措置を講ずる。全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す。</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制整備を図る。 <p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>iv) その他</p> <p>国立学校及び私立学校における、いじめの問題への対応について、必要に応じて、教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家、関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、日常的に、国立学校の設置者は国及び教育委員会との連携確保、都道府県私立学校主管部局は、教育委員会との連携確保に努める。</p>
<p>【高等専門学校、専修学校等におけるいじめ防止等の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文部科学省として、いじめの問題に関する行政説明や研修を通じて、高等専門学校、専修学校等の関係者（学校の教職員、設置者、都道府県私立専修学校担当部局等）に対して、法の趣旨、法に基づき対応の周知をより一層徹底する。 ○高等専門学校、専修学校等が、教育委員会からのスクールカウンセラーの派遣、外部専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられる 	<p>【P35】</p> <p>第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p> <p>高等専門学校（学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、その実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、早期発見及び当該行為への対処のための対策に關し必要な措置を講ずるよう努める。</p>	<p>③ 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p> <p>高等専門学校（学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、その実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、早期発見及び当該行為への対処のための対策に關し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、関係機関との連携等の体制整備をはじめとする必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>高等専門学校が、いじめの問題への対応において、必要に応じて、教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家、関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、高等専門学校の設置者は、日常的に教育委員会との連携確保に努める。</p>

<p>よう、教育委員会との連携を促す。</p> <p>【いじめ事案に関する調査研究】</p> <p>○ 具体のいじめの重大事案について、各地方公共団体が実施した第三者調査の報告書のデータベース化、分析、研究、再発防止策の提案等が、研究機関等において実施される仕組みの構築を検討する。</p>	<p>【P11】</p> <p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ いじめに関する調査研究等の実施</p> <p>いじめの認知件数や学校におけるいじめの問題に対する日常の取組等、いじめの問題の全国的な状況を調査する。</p> <p>また、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめ加害の背景などいじめの起こる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり、各研究機関、関係学会等と連携して、調査研究を実施し、その成果を普及する。</p>	<p>㊦</p> <p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ いじめに関する調査研究等の実施</p> <p>いじめの認知件数や学校におけるいじめの問題に対する日常の取組等、いじめの問題の全国的な状況を調査する。</p> <p>また、いじめの防止及び早期発見のための方策（<u>学校いじめ防止プログラム</u>、<u>早期発見・事案対応のマニュアル</u>の在り方、<u>学校いじめ対策組織の活動の在り方等</u>）や、いじめ加害の背景などいじめの起こる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり、各地方公共団体によるいじめの重大事案に係る調査結果の収集・分析等について、<u>国立教育政策研究所や各地域、大学等の研究機関、関係学会等と連携して、調査研究を実施し、その成果を普及する。</u></p>
---	--	--

「学校におけるいじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の改定について【主な改定事項】
 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）別添2

「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（平成28年11月2日いじめ防止対策協議会）	改定前	改定後	備考
<p>4. いじめの未然防止・早期発見</p> <p>【未然防止】</p> <p>○道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる。その際、具体的な事例をもとに児童生徒にいじめの問題を考えさせるなど、実践的な取組を行う。</p> <p>○弁護士等による法教育により、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること</p> <p>等について、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを児童生徒に対して教える取組を推進する。</p>	<p>「学校におけるいじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の改定前</p> <p>【P1】</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>② いじめの防止のための措置</p> <p>ア) いじめについての共通理解</p> <p>いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、児童生徒に対して、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどが考えられる。</p>	<p>「学校におけるいじめの防止」「いじめに対する措置」の改定後</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>② いじめの防止のための措置</p> <p>ア) いじめについての共通理解</p> <p>いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、児童生徒に対して、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。その際、いじめの未然防止のための授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等）を、学校がいじめ対策組織の構成員である教職員が講師を務め実施するなど、学校がいじめ対策組織の存在及び活動が児童生徒に容易に認識される取組を行うことが有効である。</p> <p>常日頃から、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどが考えられる。</p>	
	<p>【P2】</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>イ) いじめに向かわない態度・能力の育成</p> <p>学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自己の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。</p>	<p>(1) いじめの防止</p> <p>イ) いじめに向かわない態度・能力の育成</p> <p>学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自己の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。</p> <p>指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面</p>	

から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

【P2】

(1) いじめの防止

ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられていた児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。

○発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

(1) いじめの防止

ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられていた児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。

また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導に当たることが必要である。

4. いじめの未然防止・早期発見

【未然防止】

○人権教育について、人権尊重の意識を高める教育の推進のため、各地域の人権擁護機関等との連携を推進する。

○性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

※

○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒

<p>【教職員に対する周知】 ○全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するよう、教員養成課程、免許更新講習や、校内研修を始めとする教員研修等において、計画的に法の内容が位置付けられるよう、その方策を検討する。</p>	<p>⑥ いじめが起きた集団への働きかけ いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。</p>	<p>⑥ いじめが起きた集団への働きかけ いじめが解消している状態に至った上で(本文第2の3(4)iii) [P20]参照)、児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。</p>
<p>【P8】 (4) その他の留意事項 ① 組織的な指導体制 いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。 一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあつた場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。</p>	<p>【P8】 (4) その他の留意事項 ① 組織的な指導体制 いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。 一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあつた場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。</p>	<p>(4) その他の留意事項 ① 組織的な指導体制 いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。 一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校いじめ対策組織で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあつた場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。このため、学校においては、学校いじめ対策組織の構成・人員配置を工夫することが必要である(例えば、日常的に最も身近に児童生徒と過ごしている学級担任を、各学年ごとに複数名参画させるなど)。</p>
<p>【教職員に対する周知】 ○全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するよう、教員養成課程、免許更新講習や、校内研修を始めとする教員研修等において、計画的に法の内容が位置付けられるよう、その方策を検討する。</p>	<p>【P8】 (4) その他の留意事項 ② 校内研修の充実 全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないために、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。</p>	<p>(4) その他の留意事項 ② 校内研修の充実 全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないために、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。</p>

D

府基本方針改定案と国基本方針との関連について

府基本方針	頁	国	関 連	理 由 等
第1-1	1	①	引用	いじめの定義の見直し
第2-2冒頭	5	⑮⑯	読込	「私学への支援等」として読み込み 府教委と国立学校との連携について記載
第2-2-(1)-①	5	⑳	引用	幼児期教育の重要性を考慮
第2-2-(1)-①	5	㉑	読込	道徳教育として読み込み（※ 国施策）
		㉒	引用	いじめ防止等への児童生徒参画
第2-2-(1)-②	5	㉓㉔	読込	「児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応で きる環境を整備」に読み込み
第2-2-(1)-③	6	㉕	引用	重要な文言（全ての教職員がいじめ防止対策推 進法の内容を理解）を強調
第2-2-(2)-①	6	㉖㉗ ㉘	読込	「児童生徒や保護者、教職員等を対象とした教 育相談体制の整備・周知を図る」に読み込み
第2-2-(2)-②	6	㉙㉚	読込	府いじめ調査により学校の状況を把握
第2-2-(3)-①	7	㉛	読込	支援チーム（既設）に係る記載
第2-2-(3)-②	7	㉜	読込	趣旨を参酌（国施策）・・・ 文言整理
		㉝	読込	反映済み・・・ 文言整理
第2-2-(4)	7	㉞	引用	法の取組状況の把握等の一環
第3-1	8	③	引用	学校基本方針の意義の確認
第3-1(学校基本方 針の内容例ア～カ)	8	④	引用	学校基本方針の内容例の拡充
第3-1枠の下	9	④ ⑦⑧	引用 読込	学校評価項目へ反映させる必要 学校設置者に係る義務（⑦⑧）であるが、ここ に反映
第3-1枠の下	9	⑤	引用	地域連携の必要性（努力義務）
第3-1枠の下	9	⑥	引用	情報公開、説明義務に係るもの
第3-2冒頭	10	⑨⑰	読込	法22条の説明であり、「問題を抱え込まず」等 の記載は後記（第3-2枠の下・・・ 11頁(⑨)）
第3-2(いじめ対策 組織の役割ア～ク)	10	⑩	引用	いじめ対策組織の役割を更に詳述したもの
第3-2(いじめ対策 組織の役割キ)	10	⑫	引用	いじめ問題に係る研修を年複数回開催する必要
第3-2枠の下	10	⑪	引用	いじめ対策組織の児童生徒・保護者への周知徹 底に係る記載
第3-2枠の下	11	⑬	引用	いじめ対策組織の児童生徒への周知状況の把握 等の取組
第3-2枠の下	11	⑭⑱	引用	「対応不要であると個人で判断せずに」という 重要な文言等
第3-2枠の下	11	⑲	引用	いじめの情報共有の手順・内容に係る内容
第3-2枠の下	11	⑲	引用	いじめ対策組織への外部人材登用の努力義務に 係る記載

第3-2枠の下	11	⑩	引用	いじめ対策組織の構成等に係る記載
第3-3-(1)	12	⑳⑳ ㉑	引用 読込	いじめ防止等への児童生徒参画
第3-3-(1)	12	㉗㉘	引用	道徳教育の重視及びいじめ防止等への児童生徒参画
第3-3-(1)	12	㉙	引用	いじめ防止等への児童生徒参画
第3-3-(1)	12	※	引用	いじめ防止対策上、学校として特に配慮が必要な児童生徒に係る記載
第3-3-(2)	13	㉚	引用	いじめへの迅速な対応が必要
第3-2-(3)	13	㉛	引用	いじめ発生時の迅速な初動体制に係る記載
第3-3-(3)	13	㉜	引用	いじめに対する指導に係る説明の補強
第3-3-(5)	14	㉝	引用	いじめの解消に係る重要な定義
第3-3-(6)	15	㉞	引用	いじめの解消に係る重要な定義
第3-3-(7)	15	㉟	引用	人権侵害、法違反に係る記述
		㊱	読込	情報モラル教育等
第3-3-(8)	15	㊲	引用	地域連携推進上留意すべき内容
第4-1	16	㊳	引用	重大事態要件の周知徹底を図る必要
第4-2	16	㊴	引用	重大事態に対しては、国のガイドラインに基づく対応が基本
第4-3-(2)	17	㊵	-	調査実施組織については、府条例で規定

※ 以下の国方針の改訂部分については、それぞれに記載の理由のとおり府の基本方針に引用等しない。

- ⑧ 府では基本方針を既に策定済み
- ⑳ 従来から規定されている学校教育法上の措置（基本的に市町村施策）
- ㉒ 第2-1において記載済み（府は措置済み）
- ㉓ 国関係施策
- ㉙ 国関係施策

※ この表の見方

(例1)

府基本方針	頁	国	関 連	理 由 等
第1-1	1	①	引用	いじめの定義の見直し

「国」欄の丸数字は、資料Bの備考欄に示された丸数字を指します。上記の場合は、資料A（府の基本方針（改定案））1頁の第1-1の記載部分に、資料Bの備考欄において「①」が付された部分が引用されていることを示しています。

(例2)

府基本方針	頁	国	関 連	理 由 等
第3-3-(1)	12	※	引用	いじめ防止対策上、学校として特に配慮が必要な児童生徒に係る記載

なお、「国」欄が「※」となっている箇所が1つありますが、これは、資料A（府の基本方針（改定案））12頁の第3-3-(1)の記載部分に、資料Cの備考欄において「※」が付された部分が引用されていることを示しています。